

伊勢原市自治会連合会運営交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動を支援し、住民自治の発展を図るため、伊勢原市自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）に対し、予算の範囲内において伊勢原市自治会連合会運営交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、地域住民の福祉増進と地域社会の向上を図るため、一定区域を単位として、そこに居住する住民で結成された組織（区域内世帯のおおむね過半数の加入が得られたものをいう。）であつて、市長に届け出たものをいう。

2 自治会連合会とは、伊勢原市内にあるすべての自治会によって組織された連合会をいう。

3 地区自治会とは、「伊勢原北」、「伊勢原南」、「大山」、「高部屋」、「比々多」、「成瀬」、「大田」の各地区毎に、単位自治会を集合して組織された自治会をいう。

(交付金の種類及び算出方法)

第3条 自治会連合会に対する交付金の種類及び算出方法は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 自治会連合会事務費 | 事務に必要な経費 |
| (2) 自治会長謝礼金 | 世帯割(@350円×世帯数)+均等割60,000円 |
| (3) 理事謝礼金 | 会長 130,000円
副会長 120,000円
理事 115,000円 |
| (4) 地区自治会活動費 | 世帯割(@20円×世帯数)+均等割50,000円 |
| (5) 単位自治会活動費 | 世帯割(@80円×世帯数)+均等割100,000円 |
| (6) 自治会長研修会費 | 自治会連合会が主催する自治会長を対象とした研修費用のうち、飲物代及び講師謝礼に係る費用 |
| (7) 口座振込手数料 | 第2号から第5号までの交付金に係る口座振込手数料 |

2 算出基準となる世帯数は、各自治会長から届出のあつた当該年度の4月1日における自治会の加入世帯数とする。ただし、年度途中において新たに組織されたもの及び休会中のものが再開したときは、その時点の加入世帯数とする。

3 第1項第1号から第5号までの交付金の算出方法は、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき算出した額に市長が必要と認める割合を乗じて得

た額とする。

(交付金の交付方法)

第4条 交付金は、市が自治会連合会に一括して交付するものとし、自治会長謝礼金、理事謝礼金、地区自治会活動費及び単位自治会活動費については、自治会連合会が各自治会へ分配交付する。

(自治会連合会の交付金事務処理)

第5条 自治会連合会は、第3条第1項第2号及び第3号に規定する各謝礼金について、毎月の1日を基準日として在職する者に対して交付するものとし、年度途中において自治会長及び自治会連合会理事に異動があった場合は、当該任期に係る月割り額を算出して交付する。

2 自治会連合会は、第3条第1項第4号及び第5号に規定する各活動費について次のとおり処理する。

(1) 年度途中で新たな自治会が活動を開始した場合又は休会中のものが活動を再開した場合は、開始又は再開した日の属する月から単位自治会活動費を交付する。

(2) 自治会が休会又は解散した場合は、休会又は解散した日の属する月まで単位自治会活動費を交付する。

(3) 自治会が休会又は解散した場合、単位自治会活動費の交付対象期間に係る月割り額を算出し、既に交付された額との差額の返還を当該単位自治会に対して求めるものとする。

(4) 前3号までに掲げる取扱いは、地区自治会活動費の交付処理に適用しない。

3 自治会連合会は、前項第3号に規定する差額の返還を受けた場合は、自治会連合会予算としてその金額を留保し、次年度予算へ繰越しを行うものとする。

4 交付金を月割り額で交付する場合、算出した額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付金の交付時期)

第6条 第3条第1項に規定する交付金の交付時期は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 自治会連合会事務費 6月

(2) 自治会長謝礼金 2月

(3) 理事謝礼金 2月

(4) 地区自治会活動費 6月

(5) 単位自治会活動費 6月

(6) 自治会長研修会費 6月

(7) 口座振込手数料 6月

(世帯数の報告)

第7条 自治会連合会は、第3条第2項に規定する4月1日現在の自治会加入世帯数を各自治会の数値を取りまとめ、4月10日までに市長に報告しなければならない。ただし、同項ただし書に規定するものについては、当該年度内に速やかに報告するものとする。

(交付の要望)

第8条 自治会連合会は、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付要望書(第1号様式)を、交付金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付金の交付の要望があったときは、自治会連合会の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市自治会連合会運営交付金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第12条 前条の通知を受けた者が、交付金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付(変更交付)申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書

(2) 収支変更予算書

(変更交付の決定)

第13条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する交付金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市自治会連合会運営交付金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第14条 規則第6条の規定により交付金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市自治

会連合会運営交付金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市自治会連合会運営交付金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第15条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった活動費の10パーセント以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第16条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（交付金の交付）

第17条 交付金は、第6条の規定により交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、交付時期等を変更することができる。

- 2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、伊勢原市自治会連合会運営交付金交付請求書（第8号様式）に伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定通知書又は伊勢原市自治会連合会運営交付金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第18条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市自治会連合会運営交付金実績報告書（第9号様式）により、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の5月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（交付金額の確定）

第19条 市長は、伊勢原市自治会連合会運営交付金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて交付金の確定を行った結果、第11条の交付決定の額（第13条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市自治会連合会運営交付金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（財産処分制限）

第20条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は6年とし、同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は備品とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月6日告示第118号）

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度において、伊勢原市自治会連合会運営交付金の交付を要望します。

交付要望額

千円

（注）予算案及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第9条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市自治会連合会運営
交付金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日
までに伊勢原市自治会連合会運営交付金交付申請書を提出されるよう通知しま
す。

交付予定額

千円

（事務担当は、 ）

第3号様式（第10条、第12条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金交付（変更交付）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金の交付（変更交付）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

（注） 事業計画書及び収支予算書を添付してください。

第4号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定通知書

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市自治会連合会運営交付金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 交付金交付決定額 千円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第5号様式（第13条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金変更交付決定通知書

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

2 交付条件

(事務担当は、)

第6号様式（第14条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

次のとおり伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

第7号様式（第14条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第8号様式（第17条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

Ⓜ

交付決定のありました伊勢原市自治会連合会運営交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 交付決定通知額 | 千円 |
| 2 | 既交付額 | 千円 |
| 3 | 今回交付請求額 | 千円 |
| 4 | 未交付額 | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市自治会連合会運営交付金交付決定通知書の写し
伊勢原市自治会連合会運営交付金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第9号様式（第18条関係）

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金に係る実績を次のとおり報告
します。

交付決定額 千円

実績額 千円

不用額 千円

（注） 事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

第10号様式（第19条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市自治会連合会運営交付金確定通知書

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

- | | |
|------------------|----|
| 1 交付金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 交付金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）